

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日に当たる翌日)

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐野川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年五月二十四日

目 次

◆告 示 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

土地改良区の定款の変更の認可（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）

土地改良事業の工事の完了（〃）

土地収用法による事業の認定（管理課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

◆教委告示

◆人委告示 べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

告 示

退任した役員の氏名及び住所

理事 山中 保 日野郡溝口町宇代三六五

小林 弘彦 西伯郡岸本町坂長一七七〇

西田 光雄 大殿一四六四

中曾 進二 坂長七七九

松浦 喜 齐 九二三一二

山本 亮徳 九二六

美甘 恭雄 一三〇八

岩野 岩隆 三八五一一

杉村 幹一 岩田 岩田 三八五一一

杉村 純一 会見町諸木八二

米子市別所九九六一一

湯原 克己 譲訪二〇三

須山 嘉徳 二四三

杉村 幹一 巧夫 一一八一

長谷川 親忠 五八二一一

西村 忠夫 西伯郡岸本町坂長八〇一

監事	赤井勝国	" 会見町諸木一九五
" "	諸田收	米子市別所一〇四一
" "	理事	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大山土地改良区の定款の変更を平成三年五月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。
" "	就任した役員の氏名及び住所	平成三年三月二十七日退任
平成三年三月二十八日就任	理事	赤井勝国
任期四年	諸田收	米子市別所一〇四一
	理事	日野郡溝口町宇代三六五
	西田光雄	西伯郡岸本町大殿一四六四
	小林弘彦	堀尾嘉隆
	中曾進二	大島武夫
	大島武夫	大島武夫
	堀尾嘉隆	山浦嘉隆
	" 九二六	" 九二六
	" 九二六	大殿一八四六一一
	" 九二六	岩屋谷二二三
	" 九二六	美甘恭雄
	" 九二六	甘井勝國
	" 九二六	赤井勝國
	" 九二六	杉村幹夫
	" 九二六	杉村幹夫
	" 九二六	杉村純一
	" 九二六	杉村純一
	" 九二六	須田克己
	" 九二六	須田克己
	" 五六三	藤原範幸
	" 五六三	藤原範幸
	西伯郡岸本町坂長九二三一一	西伯郡岸本町坂長九二三一一
	" 会見町諸木八二	" 会見町諸木八二
	米子市諏訪二四三	米子市諏訪二四三

鳥取県告示第四百五十六号

郡家町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業殿地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県 知事 西 尾 邑 次

次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年五月二十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

鳥取県告示第四百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大山土地改良区の定款の変更を平成三年五月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
中山町	土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）高橋地区農道整備	平成三年二月八日

平成三年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称
国府町

二 事業の種類
「荒舟地区屋外運動場」建設事業

三 起業地
国府町役場

四 1 収用の部分 岩美郡国府町大字荒舟字土居地内
2 使用の部分 なし

土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
国府町役場

鳥取県告示第四百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

一 開発許可の年月日及び番号
平成二年三月二十九日 鳥取県指令受都計三一一第二十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町西二丁目
開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町西二丁目四一三

鳥取県森林組合連合会

会長理事 生田泰治

平成3年5月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成3年5月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成3年3月4日 鳥取県指令受都計三一一第二十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字高瀬川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎八丁目一二一三〇

安藤咲恵

平成3年5月二十四日

鳥取県告示第四百六十一号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成3年5月二十四日

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業二・二・五十一号 錦海町二丁目公園

三 事業施行期間

平成三年五月二十四日から平成四年三月三十日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 なし
2 使用の部分 なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年五月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日 時 平成三年五月三十日（木）午後四時
二 場 所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
三 議 題
1 鳥取県教育課程審議会委員の任命について
2 その他

人事委員会規則

鳥取県人事委員会規則第十号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	
分校	一級
一級	一級
を	
八頭郡若桜町大字若桜一〇〇番地	
八頭郡智頭町大字市瀬一九四一番地	
八頭郡若桜町大字若桜一〇〇番地	
若桜小学校若桜分校	
若桜小学校若桜分校	

平成三年五月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

季節間分校	分校
一級	一級
一級	一級

この規則は、公布の日から施行する。

附 則